

## 第 1 章 名 称 ・ 所 属 ・ 事 務 所

### （名称）

第 1 条 本連盟は、沖縄県ソフトテニス連盟（以下、本連盟という）という。

### （所属）

第 2 条 本連盟は、財団法人日本ソフトテニス連盟の沖縄支部であり、財団法人沖縄県スポーツ協会に所属する。

### （事務所）

第 3 条 本連盟は、事務所を那覇市奥武山町51-2（502）沖縄県体協スポーツ会館内に置く。

## 第 2 章 目 的 と 事 業

### （目的）

第 4 条 本連盟は、沖縄県内におけるソフトテニスの普及発展を図り、心身共に健全なるスポーツマンの育成に当たると共に、ソフトテニスを通じて県民生活の向上に寄与することを目的とする。

### （事業）

第 5 条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) ソフトテニスの振興並びに指導者の育成。
- (2) ソフトテニスの競技力の向上。
- (3) ソフトテニス大会の計画及び実施。
- (4) ソフトテニスに関する行事の斡旋及び助成。
- (5) ソフトテニスに関する調査研究。
- (6) ソフトテニス競技施設の普及改善の促進。
- (7) 他競技団体との連絡協調。
- (8) その他本連盟の目的達成に必要な事業。

## 第 3 章 組 織

### （会員）

第 6 条 本連盟は当該年度の日本ソフトテニス連盟会員登録をした個人及び県連団体登録料を納めた団体をもって会員とする。

- 2 個人登録料・団体登録料の詳細については、別途細則に定める。
- 3 組織構成は、役員及び専門部、市郡代表、その他ソフトテニス会員で構成する団体をもって構成する。
- 4 組織構図は別に定める。

## 第 4 章 役員

### (役員の種類及び員数)

第 7 条 本連盟に次の役員を置く。

- |     |       |     |
|-----|-------|-----|
| (1) | 会長    | 1 名 |
| (2) | 副会長   | 若干名 |
| (3) | 理事長   | 1 名 |
| (4) | 副理事長  | 若干名 |
| (5) | 事務局長  | 1 名 |
| (6) | 副事務局長 | 若干名 |

### 2 評議員

- |      |           |     |
|------|-----------|-----|
| (1)  | 小学部代表     | 1名  |
| (2)  | 中学部代表     | 1名  |
| (3)  | 高体連専門部代表  | 1名  |
| (4)  | 学連代表      | 1名  |
| (5)  | レディース連盟代表 | 1名  |
| (6)  | 壮年連盟代表    | 1名  |
| (7)  | 強化部代表     | 1名  |
| (8)  | 審判部代表     | 1名  |
| (9)  | 普及部代表     | 1名  |
| (10) | 競技部代表     | 1名  |
| (11) | 技術等級部代表   | 1名  |
| (12) | 広報部代表     | 1名  |
| (13) | 市郡代表      | 若干名 |

### 3 監事 2名

4 本連盟に名誉会長・顧問・参与を置くことができる。

### (役員を選出)

第 8 条 本連盟役員を選出は、次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、副事務局長は、評議員会において選出する。
- (2) 監事は評議員会で選出し、他の役員は兼ねることはできない。

2 名誉会長・顧問・参与は役員会の推薦により会長が委嘱する。

### (役員の仕事)

第 9 条 本連盟役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は本連盟を代表し会務を総括し、評議員会の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 理事長は会長の命を受けて評議員会の議決事項の執行に当たると共に、会長、副会長に事故ある時は、その職務を代行する。又、緊急を要する事項で会議に諮る時間がない場合は、理事長がこれを執行する事が出来る。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故ある時はその職務を代行する。
- (5) 評議員は各部を総括し、理事長、副理事長に事故ある時は、指定された順に従ってその職務を代行する。
- (6) 評議員は役員会の命を受け、担当部門の運営に当たる。
- (7) 監事は会計監査を行うと共に、各会議で意見を述べる事ができる。

2 名誉会長・顧問・参与は、会長の諮問に応じて適宜意見を具申する事ができる。

#### (役員任期)

- 第10条 本連盟の役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。
- 2 役員に欠員が生じた場合は、評議員会で選出する。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
  - 3 名誉会長・顧問・参与の任期は前項を適用しない。

## 第5章 会議

#### (会議の種類)

- 第11条 本連盟の会議は、役員会と評議員会とする。
- 2 前項の会を補佐するため次の会を置く。
    - (1) 正副理事長会
    - (2) 小学部会
    - (3) 中学部会
    - (4) 高体連専門部会
    - (5) 強化部会
    - (6) 審判部会
    - (7) 普及部会
    - (8) 競技部会
    - (9) 技術等級部会
    - (10) 広報部会

#### (役員会)

- 第12条 役員会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、副事務局長をもって構成し本連盟の重要事項の審議、決定や評議員会へ附議すべき事項の審議、決定を行う。

#### (評議員会)

- 第13条 評議員会は会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、副事務局長、評議員をもって構成し、本連盟最高の議決機関であって次の事項について審議・決定する。
- (1) 規約の改正に関する事。
  - (2) 予算及び決算に関する事。
  - (3) 事業計画と事業報告に関する事。
  - (4) 表彰に関する事。
  - (5) 役員選出に関する事。
  - (6) 負担金、登録料、参加料に関する事。
  - (7) 会計監査報告に関する事。
  - (8) 大会の新設及び整理統合に関する事。
  - (9) その他会長が附議する重要事項に関する事。
- 2 評議員会は定例評議員会と臨時評議員会とし、定例評議員会は原則として毎年5月に開催する。臨時評議員会は会長が必要と認めるとき、会長がこれを召集する。
  - 3 評議員会は公開とし、本連盟の会員は自由に参加し、議長の許可を得て意見を述べることができる。但し、会の構成員以外は議決権はないものとする。

#### (各部会)

- 第14条 各部会は別に定める業務内容に従ってソフトテニスの普及、強化のための業務を遂行する。
- 2 各部会に部長を置く。部長は会議の議長をつとめ、会議の内容については、書面で理事長に報告しなければならない。
  - 3 各部担当の役員が必要とした場合は、合同の部会を開催することができる。この場合の議長は、担当役員協議によって決めるものとする。
  - 4 部員は各部長が推薦し、役員会の承認を得るものとする。

#### (会議の定数)

第15条 すべての会議は構成員の2分の1以上の出席により成立する。  
委任をした者は出席とみなす。

#### (議決の定数)

第16条 すべての議事は出席者の過半数によって議決する。  
可否同数の時は議長が決する。

#### (会議の招集)

第17条 役員会、評議員会または各部会の議長となる役員は、会議を招集するときは開催の7日以前に、日時、場所、議事等を該当者に通知しなければならない。  
但し、緊急な場合はこの限りではない。

#### (議事録の作成)

第18条 会議の議事録は事務局が記録し、後日、役員会へ報告する。

## 第6章 事務局

#### (事務局の業務)

第19条 本連盟の事務を処理するため事務局を置く。業務の内容は概ね次の通りとする。

- (1) 庶務・会計に関すること（議事録・大会記録等の整理・保管、予算の編成及び収支・決算に関すること等。）
  - (2) 諸規約、諸規定の改正案の作成に関すること。
  - (3) 諸事業計画の立案に関すること。
  - (4) 県スポーツ協会、その他の団体との連絡交渉に関すること。
  - (5) 連盟の広報及び報道機関への連絡等に関すること。
  - (6) 行事（おもに大会）に関する文書の発送・受理
  - (7) 大会参加申込み受付と、担当部への引き継ぎ。
  - (8) 大会、講習会、ソフトテニス教室等の会場借用手続き。
- 2 事務局に事務局長、副事務局長を置く。尚、庶務、会計を兼務する事ができる。
- 3 事務局長、副事務局長は、会長が委嘱する。
- 4 事務局に必要経費の実費を支給するものとする。

## 第7章 会計

#### (収入)

第20条 会計は、次のものをもって本連盟の諸経費を支弁する。

- (1) 個人登録料・団体登録料。
- (2) 大会参加料。
- (3) 補助金、審判登録料、技術等級登録料支部分。
- (4) 寄付金・その他の収入

#### (役務費)

第21条 役員には役務上必要な実費を支給することができる。実費支給に関する規定は別に定める。

#### (収支決算)

第22条 本連盟の予算及び収支決算は毎年事務局が作成し、監事の監査を受け収支決算書、事業報告書並びに監事の意見をつけて、定例評議員会で承認を受けなければならない。

#### (会計年度)

第23条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (特別会計)

第24条 本連盟は評議員会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

## 第8章 表彰及び慶弔

### (表彰)

第25条 本連盟の発展に貢献し、その功績が顕著である者については表彰することができる。  
表彰に関する規程は別に定める。

### (慶弔)

第26条 本連盟の役員に関する慶弔見舞金の贈与については別に規程を定める。

## 第9章 規約の改正並びに解散

### (規約改正)

第27条 本規約の改正は評議員会で行い、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

### (解散)

第28条 本連盟の解散は、役員及び評議員の総数の4分の3以上の同意を得、かつ沖縄県スポーツ協会に届け出るものとする。

## 第10章 補則

第29条 本規約の実施に必要な事項は、細則として別に定める。

## 附則

昭和63年3月25日	改正
平成3年3月 日	一部改正
平成5年2月28日	一部改正
平成11年5月22日	一部改正 (定例評議員会の開催時期を2月から5月に変更)
平成12年5月27日	一部改正 (事務局次長を新設)
平成14年5月11日	一部改正 (事務局所在地)
令和3年5月1日	改正